平成２６年（フ）第２０２号
京都府向日市物集女町堂ノ前22番地の５　安田ハイツ103
債務者　中村　永子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
兵庫県姫路市御立中４丁目１番７号
債務者　大植　秀利
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１２号
鳥取県倉吉市山根454番地３イースト倉吉壱号館401号室、旧住所鳥取県倉吉市米田町２丁目86番地グランドハイツ91―213
債務者　瀬尾　愛子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第１０４０号
山口県岩国市平田５丁目50番26号
債務者　岡本マサ子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
広島市東区尾長西２丁目10番29―202号
債務者　伊藤　正実
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３号
広島市西区山手町10番13―201号、住民票上の住所広島県庄原市東城町帝釈未渡2128番地２
債務者　瀬尾　政昭
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９号
広島市西区横川町１丁目７番７―503号
債務者　森下　公子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２号
広島市中区西白島町27番２―625号
債務者　古宮　公彦
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
鹿児島県霧島市隼人町内458　レジデンスナカオＢ―109、住民票上の住所鹿児島市武岡２丁目24番地１　市住4143
債務者　阿多　健一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
山梨県甲斐市下今井300番地　ミリオン114 203号
債務者　鎌田　光男
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
山梨県甲府市下河原町３番25―531号
債務者　常葉　清法
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
長野県松本市桐３丁目２番36号
債務者　百瀬　隆好
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５０号
奈良市東九条町778番地　６―103
債務者　高山　幸大
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６１号
奈良県生駒市有里町279、280番地
債務者　高樋　吉則
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
住居所不定、住民票上の住所千葉県松戸市五香７丁目13番地の13　セジュール203号
債務者　廣瀬　和男
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７３号
千葉県野田市中根70番地の１　ＳＳＳリジェール野田105号室
債務者　石川　　隆
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８８号
千葉県柏市中新宿１丁目１番36号
債務者　磯崎　正明
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部